

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年5月1日

固定資産税（家屋）の課税誤りによる過誤納金返還に関する裁判の結果について

## 資料

|   |             |     |
|---|-------------|-----|
| 1 | 訴訟概要等       | 1   |
| 2 | 経緯          | 1   |
| 3 | 町の主張        | 1   |
| 4 | 裁判の経過と判決    | 2   |
| 5 | 判決の内容       | 2   |
| 6 | 裁判所の判断（まとめ） | 2   |
| 7 | 町の対応        | 2   |
|   | 参考資料        | 3～4 |

税 務 課

# 固定資産税（家屋）の課税誤りによる過誤納金返還 に関する裁判の結果について

## 1 訴訟概要等

大磯町東小磯に家屋を所有する原告が、大磯町に対し、固定資産税（家屋）の課税誤りによる過誤納金の返還を求めた訴訟です。

町は、地方税法及び大磯町固定資産税過誤納返還金支払要綱に基づき返還金の支払いを行いました。支払いの事実を確認できる領収書等の提出がなかった年度分（平成 21 年度から平成 15 年度分）に対する返還を求められたものです。

【請求の趣旨】町は原告に対し、68 万 5,100 円を支払え。

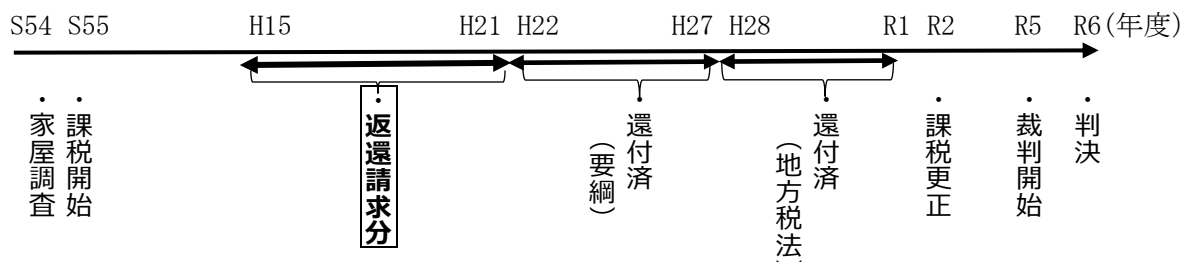
【当該家屋情報】場 所：大磯町東小磯

家 屋 の 情 報：居宅、鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

課 税 面 積：293.57 m<sup>2</sup>（昭和 55 年度より課税開始）

更正後の課税面積：平成 28 年度まで 194.85 m<sup>2</sup>、平成 29 年度から 237.83 m<sup>2</sup>（令和 2 年度課税更正）

### 【時 系 列】



## 2 経緯

令和 2 年 6 月 4 日 原告が町に対し、固定資産税の課税誤りを指摘されました。

令和 2 年 9 月 28 日 町は、地方税法及び町要綱に基づき令和元年度から平成 22 年度分の過誤納分を返金しました。

令和 5 年 5 月 2 日 原告が、町に対し国家賠償法に基づき平成 21 年度から平成 15 年度までの過誤納金相当額の返還を求める訴えを提起されました。

## 3 町の主張

町は、地方税法及び町要綱に基づき事務を執行しており、領収書等により固定資産税の納付の事実を確認ができない年度分の返還金の支払いをしないことは不当には当たらないとして、応訴しました。

#### **4 裁判の経過と判決**

令和 5 年 9 月 6 日 口頭弁論が横浜地方裁判所小田原支部で開廷  
令和 6 年 12 月 25 日 弁論終結  
令和 7 年 2 月 26 日 判決の言渡し

#### **5 判決の内容**

町は原告に対し、68 万 5,100 円を支払え。

#### **6 裁判所の判断（まとめ）**

判決では、「未納としていたことをうかがわせる事情はなく、遅くとも各納期限までに全額が納付されたと認められる」とありました。

町としては、支払いの事実を確認できる領収書等の提出がなかった年度分（平成 21 年度から平成 15 年度分）について、裁判により、支払いがあったとみなされたと認識し、速やかに原告の請求する額の支払いを行うことの言い渡しがありました。

#### **7 町の対応**

過誤納金が生じた原因は、昭和 54 年当時の家屋調査に基づく固定資産税の評価誤りにあるため、控訴は行いません。

原告からの請求に対する過誤納金相当額については令和 7 年 4 月 28 日に予備費を充当して支払いを完了しています。

以上

## 参考資料

### ①【地方税法 抜粋】

（更正、決定等の期間制限）

- 第17条の5 更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。
- 2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。
- 3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。
- 4 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。
- 5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

### ②【大磯町固定資産税過誤納返還金支払要綱 抜粋】

平成7年5月1日制定

（令和5年4月1日改正）

（目的）

- 第1条 この要綱は、固定資産税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定により還付することができない税相当額（以下「還付不能額」という。）について、固定資産税過誤納返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

（支出の根拠）

- 第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出する。

（返還金支払対象者）

- 第3条 町長は、還付不能額が生じたときは、納税者に返還金を支払うものとする。
- 2 前項の場合において、相続があったときは、相続人に返還金を支払うものとする。
- 3 町長は、還付不能額が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わない。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 還付不能額に係る利息相当額（以下「利息相当額」という。）

2 還付不能額は、法第341条第9号の固定資産課税台帳に基づき算定するものとする。この場合において、還付不能額の算定は、返還を決定した日の時点において、法第17条の5第5項の規定により賦課決定ができなくなった直近5年度分を範囲とする。

3 前項後段の規定にかかわらず、納税者が所持する領収書等により還付不能額を確認できるときは、返還を決定した日の時点において、法第17条の5第5項の規定により賦課決定ができなくなった直近15年度分を算定の範囲とすることができる。

4 利息相当額は、還付不能額に係る固定資産税の納付があった日の翌日から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に町税の還付加算金を計算する場合に用いる各年の割合を乗じて得た金額とする。

5 還付不能額及び利息相当額を算定するときは、法の規定を準用し、端数処理をするものとする。